

相談窓口の設置について

従業員の皆様へ

いつも業務に精励いただきありがとうございます。
就業規則の改正に伴い、相談窓口を設置します。

■相談窓口

□社内窓口： 総務管理部 電話：0120-636-701
soumu@at-act.jp

□社外窓口： Harmony 社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 門田陽子（登録番号第 04010020 号）
soudan@harmony-office.com

■相談の内容

下記の各事項について、相談を受け付けます。

1. 職場環境に関する事項
2. 職場において、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等が発生している、もしくはその兆候が見られることに関する事項
3. その他、仕事と育児や介護等に関する両立等、上記に準ずる事項

■相談の流れ

1. 社内・社外窓口への相談にあたっては、下記のルールに沿って、ご相談ください。
 - (1) 必ず 支店名・氏名・連絡先をお知らせください。
 - (2) 相談内容は簡潔に、下記のポイントをまとめた上でご相談ください。
 - ①いつのことか（継続中か、終了しているか、）
 - ②誰（複数の場合はその旨を記載）との間に、
 - ③どのような具体的問題が発生しているのか。
 2. 相談をうけた後、速やかに社内に検討機関（就業規則に基づく審議委員会）を設置、就業規則及び諸規則に則って、慎重に調査・審議をします。
 3. 審議委員会は事案を速やかに検討し、適切な対応をとります。
- ※ 匿名での相談にも応じております。

■情報の取り扱い

- ・会社、審議委員及び相談員は、相談者、行為者及び関与する者全てのプライバシーを保護します。
 - ・窓口に相談をしたこと、又は事実関係の確認に協力したことを理由として、従業員の皆様が雇用上の不利益な取り扱いを受けることはありません。
- また、窓口に寄せられた情報は、相談内容の解決のためのみに用い、他には一切使用いたしません。

以上